

## 淀川水系流域委員会 第38回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2007年1月5日（金）15：00～17：00

場 所：コラボしが21 3階 大会議室

参加者数：委員13名、河川管理者（指定席）8名  
一般傍聴者（マスコミ含む）37名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項
2. 報告の概要
3. 審議の概要
  - ①琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理
    - 治水について
    - 利水について
    - 環境について
4. 一般傍聴者からの意見聴取

### 1. 決定事項

- ・本日頂いたご意見を参考に1/9までに水位操作WGと琵琶湖部会をあわせた「今後の課題」をとりまとめて各委員に送信し、第55回委員会に提出する。必要な作業が発生すれば、追加作業を行う。

### 2. 報告の概要

庶務より、報告資料1～6を用いて運営会議と水位操作WGの経過報告がなされた。

### 3. 審議の概要

#### ①琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理

審議資料1-2「基礎案の課題（2005年1月）に対応する今期の取り組みの成果表（案）」、審議資料1-3「基礎案の課題についての意見書（2005年1月）に含まれていない新たな課題」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り。

#### ○治水について

- ・水位操作と丹生ダムは琵琶湖部会の課題だ。また、住民意見の聴取反映についても、特に琵琶湖部会の場合は琵琶湖の管理者が滋賀県であるという点を踏まえた整理が必要ではないか。
  - ←住民意見の聴取反映については、それぞれの意見書にさまざまな形でちりばめられているが、それらを集約して全体の方向性を示すというところまで達していないのが現状だろう。水位操作については水位操作WGの意見書の結論部分で「委員会としての方向性」を主張することになる（部会長）。
  - ←琵琶湖の水位管理はWGで扱うにはテーマが大きく、8名の委員で検討するには限界があった。特に洗堰全閉操作についてほとんど議論できなかった。どこまで最終的な意見書と

して示せるか、現在検討を進めている。

←現時点で方向性を示せるものは示せばよいが、そうでないものについては「〇〇についてはさらに検討してほしい」という意見でよいのではないか。例えば、日本は水の統合管理が徹底的に遅れている。国交省、農水省、経産省がそれぞれ別に検討している状況では解決できるはずがない。「水の統合管理をやるように」という意見を残しておけばよいのではないか。

- ・治水については、基本方針が未決定で狭窄部の扱いや全閉操作のありかたが示されていない。また瀬田川、宇治川、天ヶ瀬ダム再開発の整備の内容や時系列的な進め方等も示されていない。このような段階にあるときに、流域委員会で議論することは困難だ

←基本方針で「狭窄部は開削しない」ということになれば、下流の治水や洗堰操作が変わってくる。枚方地点はかなり安全になるので、洗堰からみれば天ヶ瀬ダムと宇治川がネックになるが、この流域委員会で結論が出せるのかどうか。永続的に議論できればよいが、そうもいかない。流域委員会で結論を出すのは難しいと思っている。

←特に治水は、国が責任を持って方針を示して、その方針で考えるというのが前提だ。地域で考えて成り立つこと（自然環境や河川公園）とは扱い方が違う。流域委員会だけでは力が及ばないところもある。

- ・基本方針の如何によって、計画高水位 BSL+1.4m も変更されるかもしれない。滋賀県から明治 29 年の既往最大洪水について考慮して欲しいという意見も出ているが、基本方針が示されていない以上、水位について議論するのは難しい。基本方針が出るまでは、前提付きの意見を述べるのはやむを得ない。

←流域委員会は、基本方針に先行して、整備計画原案のための議論をし、基本方針に反映していくという流れで進めてきた。この点を忘れないで頂きたい。

- ・環境と治水でどう折り合いを付けていくべきなのか、流域委員会の結論は示されている。例えば、「琵琶湖の夏期制限水位を BSL±0 cm に戻した場合の治水や環境への影響を検討していく」という方向性は決まっているのではないか。

←河川管理者からは、洪水期制限水位を上げた場合の治水リスクを担保する施設があれば制限水位を上げられるという説明がなされているが、「瀬田川の疎通能力向上で 5 cm、丹生ダムで 2 cm 制限水位を上げられる」というのは治水の議論だ。「夏期制限水位 BSL±0 cm が無理なら BSL-0.1m であればよいのか」といった環境面からの検討をしていかなければならないが、「現状では検討していないのではわからない」というのが河川管理者の説明だ。環境側から見れば、制限水位をすこしでも上げるために、瀬田川の疎通能力向上のような選択肢を示していくという方向性でよいと思う。経験的に制限水位を BSL±0 cm に戻せばよいと思うが、実際に何 cm が妥当なのかはわからない。まずは試行的に BSL-0.1m に上げてモニタリングをしてフィードバックするというのが現実的な進め方だ。ただし、洗堰操作規則に抵触してしまう。これまでの枠組みで洗堰操作規則の変更は難しいので、いくつかの新たな枠組みを考えて提示する必要がある。

←流域委員会は、いかなる洪水をも対象にして議論してきた。現実的にはある規模を対象に計画をつくることになるが、委員会では「治水とは何か」を検討するということだった。洗堰操作規則については、運用で対応できることと規則変更でなければ対応できないことがある。現状では、洪水期制限水位以上の水位にすることはできない。委員会の意見は「制限水位を変えた方がよい」という提案だろう。

- ・委員から大川の維持流量削減について意見が出されている。「治水でどれだけ我慢できるのか、事前放流でどれだけ確保できるのか、利水側でどれだけ我慢できるのか。琵琶湖の歴史的な自然システムを守るためにはそれぞれが我慢していく」という方向性を示すことになると考えている（部会長）。

←流域委員会として意見を述べる際には確固たる根拠が必要だ。慎重な検討をお願いしたい。

- ・非常に稀な既往最大洪水への対応だけに腐心して、大事なことを忘れないようにして頂きたい。
- ・治水については、「整備計画の枠組みを超えた部分で方向性を示す」という方針でご意見を頂きたい（部会長）。

### ○利水について

- ・利水については、提言「水需要管理に向けて」のうち、特に2点（P12（7）異常渇水時の緊急水の補給、P32（1）渇水シミュレーション）が課題として残るだろう。流域委員会は、論理的な枠組みについて意見を述べてきたが、実際の計画にしていくための具体的な課題には今後も河川管理者が対応していかなければならない。それを次期流域委員会でも引き継いでいくという記述が必要だと考えている（部会長）。

### ○環境について

- ・琵琶湖の自然環境価値に重きを置いた計画が望まれ、治水と利水に一定の譲歩をしてもらい環境への長期的な影響を低めるような取り組みが必要だ。コイ科魚類の生息環境を維持していくことが必要だが、漁業資源としてではなく、琵琶湖の本来の姿に戻すためにコイ科魚類の生育・産卵環境に重きを置き、洪水期制限水位の上方修正について議論をしてきた。

←さらに追加すべき点は、水陸移行帯の復元だ。湖岸堤が建設されたためにコイ科魚類が産卵に上がれなくなった。琵琶湖河川事務所が田んぼと湖岸を結ぶ取り組みや生物に配慮した微地形への改変を行っている。モニタリングをしながら進めれば効果があるので、今後も継続して欲しい。ただし、洗堰操作規則を変更せずに微地形の改変だけでどこまで修復・回復できるのかは議論がある。ヨシ帯の形状を改変することでコイ科魚類の産卵環境を改善できることが分かってきたが、ヨシ帯群落 40kmのうち、どこをどう修復するのか、地域特性に応じた修復手法の確立が求められる。また湖岸堤を残したまま生物の移動経路をどう確保していくのかという点についても検討していく必要がある。

- ・琵琶湖全体を1つの生態系としてみる視点が欠けていた。どちらかといえば、水位操作や自然再生に関する個々の事業に限定されがちだった。次期委員会では、琵琶湖でどんな変化が起きているのかを念頭の置きながら進めて欲しい。
- ・外来種対策については、淀川でも琵琶湖でもそれなりに進められているが、それぞれで共通す

る部分があるので（例：淀川下流の湿地と琵琶湖内湖・沿岸部の湿地、原野植物）、それぞれの情報を交換する仕組みが必要だ。

- ・「自然のシステムを尊重した川づくり」という視点が全体に含まれているようにしてほしい。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの意見聴取がなされ2名から発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・委員にはこれまで流域委員会でやってきたことに確信と自信を持って欲しい。流域委員会は、地方から霞ヶ関への挑戦だと思っている。基本方針がなくても整備計画を議論してきたことは非常に大事なことだ。改正河川法の実践（環境・治水・利水、住民意見反映）は流域委員会でしかできない。地方から中央へ意見を反映させるべきだ。もともと琵琶湖の治水計画には矛盾がある。浸水は起こるべくして起きている。琵琶湖総合開発に基づいた治水計画の評価をすべきだ。その中から対策の方向性が出てくる。流域委員会は、土地利用の誘導を提言しているのだから、BSL+0.6mで浸水する家屋には下駄を履かせればよい。
- ・地域別部会を開催する必要はなかった。全体委員会で議論をすればよいのではないか。発言をしていない委員や河川管理者は発言すべき。また、運営会議でなされた次期委員会に関する審議について説明をすべきだ。

以上